

電気通信大学休学、復学、退学及び除籍に関する規程

制定 平成27年3月26日規程第53号
最終改正 令和6年3月28日規程第74号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学学則（以下「学則」という。）第20条、第22条、第23条及び第24条に関する手続について定めるものとする。

(休学の願い出)

第2条 休学しようとする者は、休学しようとする期間の最初の月の前月の20日（傷病等やむを得ないと認められる事情がある場合を除く。）までに別記様式第1号により願い出なければならない。

2 前項の場合において、当該月の20日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する祝日に当たるときは、その直近前の平日をもって期限とする。

3 第1項の場合において、休学しようとする期間が学期の途中である場合は、当該期間が属する学期の授業料に関する手続きが未了となっているときは、願い出をすることができない。

(休学の許可)

第3条 学長は、前条第1項の願い出を許可するときは、別記様式第2号により通知する。

2 前項の許可に係る決定は、当該学生の所属する学域又は研究科の長への回付を経た原議書の決裁によるものとする。

3 学長は、休学の事由その他の事項について必要と認める場合は、当該学生の所属する学域又は研究科の教授会に審議を求めることができる。

(履修登録の取扱い)

第4条 授業の履修登録を行った者が、第2条第1項の願い出を行い許可されたときは、当該休学期間の属する学期に係る履修登録は無効とする。

(復学の願い出)

第5条 休学期間中に当該休学の事由が消滅し、当初の休学期間満了前に復学しようとするときは、別記様式第3号により願い出るものとする。この場合において、休学事由の消滅に特段の注意を払う必要があると認める場合は、診断書その他必要な書類により、休学事由の消滅を明らかにしなければならない。

(復学の許可)

第6条 学長は、前条の願い出により復学を許可する。ただし、復学の許可に関して特段の事情が存すると認めるときはこの限りでない。

2 前項ただし書の場合において、学長は、必要と認める場合は、第3条第3項の規定を準用する。

3 第1項の許可に係る決定については、第3条第2項の規定を準用する。

(復学の届け出)

第7条 休学期間が満了し復学しようとする者は、別記様式第4号により届け出るものとする。この場合において、傷病を休学事由とするときは、診断書その他必要な書類によ

り、休学事由の消滅を明らかにしなければならない。

(学生の義務)

第8条 前条の届け出の遅滞は、授業料の納付その他学生が負うべき義務の発生を妨げない。

(休学継続の願い出)

第9条 休学期間の満了後に引き続き休学しようとするときは、学長が別に定める期日までに別記様式第1号により願い出なければならない。

(休学継続の許可)

第10条 学長は、前条の願い出を許可するときは、別記様式第2号により通知する。

2 前項の許可に係る決定については、第3条第2項の規定を準用する。

3 引き続き休学しようとする事由その他の事項について、学長が必要と認める場合は、第3条第3項の規定を準用する。

(退学の願い出)

第11条 退学しようとする者は、退学しようとする日の10日前(傷病等やむを得ないと認められる事情がある場合を除く。)までに別記様式第5号により願い出なければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の期日について準用する。

3 第1項の場合において、退学しようとする日が属する学期の授業料に関する手続きが未了となっているときは、願い出をすることができない。

(退学の許可)

第12条 学長は、前条第1項の願い出を許可するときは、別記様式第6号により通知する。

2 前項の許可に係る決定については、第3条第2項の規定を準用する。

3 退学の事由その他の事項について、学長が必要と認める場合は、第3条第3項の規定を準用する。

(除籍の手続)

第13条 学則第24条第1号、第5号及び第6号の規定による除籍の決定については、第3条第2項の規定を準用する。

2 学則第24条第1項第3号及び第4号の規定による除籍については、別に定める。

3 学長は、前2項により学籍を除いたときは、別記様式第7号により当該学生又は親族等(連絡先として大学に登録されている者をいう。)に通知する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、休学、復学、退学及び除籍に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第87号)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前から本学に在籍する学生及びこれに準ずる学生については、この

規程の施行にかかわらず、改正後の別記各様式を除き、なお従前の例による。

附 則 （平成31年3月28日規程第136号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

- 附 則 （令和2年12月25日規程第52号）
（施行期日）
- 1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和4年3月31日規程第86号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月27日規程第123号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （令和6年3月28日規程第74号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

休学願

願出（元号） 年 月 日

電気通信大学長 殿

（元号） 年度入学

学域・学部

学域・学部

類・学科・課程

類

学科

課程

学籍番号

氏名（※）

住 所 〒

電話番号

下記の事由により、（元号） 年 月 日から（元号） 年 月 日まで
休学したいので、許可をお願いします。

記

事 由

所属長等 職名

（類長・学科主任・課程長）

類長

学科主任 氏名（※）

課程長

学生支援担任・助言（指導）教員氏名（※）

事 由 内 容 ※別紙に記入してください。

- 備考
1. 所属長等、学生支援担任・助言教員（指導教員）の承認を必ず受けること。
承認は、学生支援担任・助言教員→所属長等の順に得ること。
 2. 類が未決定の学生については、学生支援担任・助言教員（指導教員）の所属する類長の承認を得ること。
 3. 健康上の理由による休学の場合は、医師の診断書も併せて提出すること。
 4. 留学による休学の場合は、留学願も併せて提出すること。
 5. 氏名（※）は、署名（本人による自署）とし、署名できないときは記名押印すること。

別記様式第1号（第2条関係）

休 学 願

願出 （元号） 年 月 日

電気通信大学長 殿

（元号） 年度入学

研 究 科 大学院 研究科

専 攻 専攻

課 程 博士 前期・後期 課程

学籍番号

氏名（※）

住 所 〒

電話番号

下記の事由により、（元号） 年 月 日から（元号） 年 月 日まで
休学したいので、許可をお願いします。

記

事 由

専攻長氏名（※）

指導教員氏名（※）

- 備考
1. 専攻主任・指導教員の承認を必ず受けること。
承認は、指導教員→専攻長の順に得ること。
 2. 健康上の理由による休学の場合は、医師の診断書も併せて提出すること。
 3. 留学による休学の場合は、留学願も併せて提出すること。
 4. 氏名（※）は、署名（本人による自署）とし、署名できないときは記名押印すること。

休 学 許 可 書

（元号） 年度入学

学 籍 番 号 第 号

氏 名

願いにより、（元号） 年 月 日から（元号） 年 月 日まで

休学を許可する。

（元号） 年 月 日

電 気 通 信 大 学 長

別記様式第3号（第5条関係）

復学願

願出 (元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

(元号) 年度入学

学域・研究科

類・専攻

学籍番号

氏名(※)

住 所 〒

電 話 番 号

休学事由の解消により (元号) 年 月 日から復学したいので、
許可をお願いします。

休学事由

休学許可期間 (元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日

所属長等 職名

(類長・学科主任・課程長)

類長

学科主任 氏名(※)

課程長

学生支援担任・助言(指導)教員 氏名(※)

- 備考
1. 所属長等、学生支援担任・助言(指導)教員の承認を必ず受けること。
承認は、学生支援担任・助言(指導)教員→所属長等の順に得ること。
 2. 休学許可書を添付すること。
 3. 類が未決定の学生については、学生支援担任・助言教員(指導教員)の所属する類長の承認を得ること。
 4. 健康上の理由による休学の場合は、医師の診断書も併せて提出すること。
 5. 氏名(※)は、署名(本人による自署)とし、署名できないときは記名押印すること。

別記様式第4号（第7条関係）

復学届

届出（元号） 年 月 日

電気通信大学長 殿

休学期間が満了し、休学事由が解消しましたので、お届けします。

（休学事由 _____）

入学年度（元号） 年度

学部・研究科

学科・専攻

学籍番号

氏名

住所 〒

電話番号

- 備考
1. 休学許可書を添付すること。
 2. 健康上の理由による休学の場合は、医師の診断書も併せて提出すること。

退 学 願

願出 (元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

(元号) 年度入学

学域・学部

学域・学部

類・学科・課程

類
学科
課程

学籍番号

氏名 (※)

住 所 〒

電話番号

下記の事由により、(元号) 年 月 日付けで退学したいので、
許可をお願いします。

記

事 由

所属長等 職名 類長
(類長・学科主任・課程長) 学科主任 氏名 (※)
課程長

学生支援担任・助言(指導)教員氏名 (※)

事 由 内 容 ※別紙に記入してください。

- 備考
1. 所属長等、学生支援担任・助言教員（指導教員）の承認を必ず受けること。
承認は、学生支援担任・助言教員→所属長等の順に得ること。
 2. 事由の内容については、具体的に記入すること。
 3. 類が未決定の学生については、学生支援担任・助言教員（指導教員）の所属する類長の承認を得ること。
 4. 氏名 (※) は、署名（本人による自署）とし、署名できないときは記名押印すること。

別記様式第5号（第11条関係）

退 学 願

願出 （元号） 年 月 日

電気通信大学長 殿

（元号） 年度入学

研 究 科 大学院 研究科

専 攻 専攻

課 程 博士 前期・後期 課程

学籍番号

氏名（※）

住 所 〒

電話番号

下記の事由により、（元号） 年 月 日付けで退学したいので、
許可をお願いします。

記

事 由

専攻長氏名（※）

指導教員氏名（※）

- 備考
1. 専攻主任・指導教員の承認を必ず受けること。
承認は、指導教員→専攻主任の順に得ること。
 2. 事由の内容については、具体的に記入すること。
 3. 氏名（※）は、署名（本人による自署）とし、署名できないときは記名押印すること。

退 学 許 可 書

（元号） 年度入学

学 籍 番 号 第 号

氏 名

願 い に よ り 、 （元号） 年 月 日 付 け で
退 学 を 許 可 す る 。

（元号） 年 月 日

電 気 通 信 大 学 長

除 籍 通 知 書

（元号） 年度入学

学 籍 番 号 第 号

氏 名

学 則 第 2 4 条 第 号、同 第 5 5 条 に よ り、（元号） 年
月 日 付 け で 除 籍 し た。

（元号） 年 月 日

電 気 通 信 大 学 長